

第三十七条を次のように改める。
(登録の基準)

第三十七條 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者(以下この条において「調査機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務(研究を含む。)口において同じ。)に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したものの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したものの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社又は有限会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称及び所在地

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第三十八條第一項中、「指定調査機関」を、「登録調査機関」に改め、同条第二項中、「指定調査機関」を、「登録調査機関」に、「前条第一号」を、「前条第一項第一号」に改める。

第三十九條中、「第十八條」を、「第十八條、第十九條の二」に、「指定調査機関」を、「登録調査機関」に、「第二十六條中、「特許等関係法令」とあるのは、「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律に基づく命令」を、「第十九條の二第二項中、「前三條」とあるのは、「第三十六條第二項、第三十七條及び第三十九條において準用する第十八條」に、「第二十七條、第二十九條第二項」を、「第二十六條、第二十九條、第二十五條及び第二十六條」を、「第二十四條第二項中、「指定特定手続等を行った者」とあるのは、「特許出願人」と、「第二十五條」に、「第二十九條第一項」を、「第二十八條」に、「第十九條第一号から第三号まで」を、「第十九條第一項各号」に、「第三十七條第一号から第四号まで」を、「第三十七條第一項各号」に改める。

第四十條第二項から第四項まで及び第六項中、「指定情報処理機関」を、「登録情報処理機関」に改める。
第四十三條中、「第二十七條第一項」を、「第二十六條第一項」に改める。
第四十四條中、「指定情報処理機関又は指定調査機関」を、「登録情報処理機関又は登録調査機関」に改める。
第四十五條中、「一」を「いずれかに」に、「指定情報処理機関又は指定調査機関」を、「登録情報処理機関又は登録調査機関」に改め、同条第二号中、「第二十八條第一項」を、「第二十七條第一項」に改める。
第六章中第四十五條の次に次の一条を加える。

第四十六條 第二十四條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四條第二項各号(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「登録情報処理機関及び登録調査機関」を、「登録情報処理機関等」に、「第二節 登録調査機関(第三十六條―第三十九條)」を、「第二節 登録調査機関(第三十六條―第三十九條)」に、「第三節 登録調査機関(第三十六條―第三十九條)」を、「第三十條―第三十九條の二」に改める。

第二條第一項に次のただし書を加える。
ただし、第十三條第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同条第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三條第二項中、「第五條第三項」の下に、「並びに第十三條第二項及び第三項」を加える。
第十三條の見出し中、「磁気ディスク」を、「磁気ディスク等」に改め、同条中、「商標公報」の下に(以下この条において、「特許公報等」という。)を加え、同条に次の二項を加える。
2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行うことができる。
3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

第四章 登録情報処理機関等
第四章に次の一節を加える。
第三節 特定登録調査機関
(先行技術調査業務)

第三十九條の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受け、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務(以下「先行技術調査業務」という。)を行うことができる。
(手数料の特例)
第三十九條の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者(以下「特定登録調査機関」という。)が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五條第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減することができる。

第三十九條の四 第三十九條の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。
(登録の基準)
第三十九條の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九條の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。
2 第三十九條の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
(先行技術調査業務の実施義務等)
第三十九條の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。